

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 3 月 23 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 52 号 山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

第 53 号 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

第 54 号 山梨県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

(23) 高校生模擬議会について

(24) 平成29年度高校改革アンケート調査結果の概要について

(25) 平成29年度「山梨県新体力テスト・健康実態調査」結果について

(26) 「やまなし運動部活動ガイドライン」について

議案第 52 号

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁福利給与課

題名	山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則
趣旨	山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年3月、山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部が改正され（同年4月1日施行）、無給休暇が承認された期間が一日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない一時間当たりの給与額を減額して支給することとされた。 ○ このため、山梨県学校職員給料支給規則においても、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>無給休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合に、給料を日割計算としないための除外規定を設ける。</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第 号

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月 日

山梨県教育委員会
教育長

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員給料支給規則（昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「場合」の下に「（無給休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県学校職員給料支給規則新旧対照表

新	旧
<p>第四条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十七条第一項に規定する無給休暇（以下「無給休暇」という。）を始め、又は無給休暇の終了により職務に復帰した場合（無給休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合を除く。）</p> <p>三 九 略</p> <p>2 略</p>	<p>第四条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十七条第一項に規定する無給休暇（以下「無給休暇」という。）を始め、又は無給休暇の終了により職務に復帰した場合</p> <p>三 九 略</p> <p>2 略</p>

議案第 53 号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

専決処分を予定している条例の概要

総務部人事課

題 名	山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例
趣 旨	地方独立行政法人法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行う必要がある。
内 容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年6月、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、地方独立行政法人法の一部が改正された（平成30年4月1日施行）。 ○ このため、当該法令の条項を引用する規定の整理を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>地方独立行政法人法の条項を引用する規定を次のように整理する。</p> <p style="text-align: center;">第8条第3項 ↓ 第8条第1項第5号</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にするものである。
参考事項	なし

山梨県学校職員給与条例新旧対照表

新	旧
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第十四条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。第十六条の五第二項において同じ。)の役職員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた教育職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教育職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第十四条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職員以外の地方公務員、国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。第十六条の五第二項において同じ。)の役職員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた教育職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教育職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略</p>

1

山梨県職員員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。</p> <p>2、4 略</p> <p>5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。</p> <p>2、4 略</p> <p>5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続きいて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基</p>

2

準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

一 略

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下この号において「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公

準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

一 略

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下この号において「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公

共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

三〇七 略

6〇9 略

共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

三〇七 略

6〇9 略

議案第 54 号

山梨県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

提案理由

山梨県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が平成30年3月31日付けをもって満了するので、銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条及び山梨県銃砲刀剣類登録審査委員規則（平成12年山梨県教育委員会規則第6号）第2条及び第3条の規定により任命するものである。

山梨県銃砲刀剣類登録審査委員候補者名簿（別紙）

関係法令（抜粋）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）

（登録）

第十四条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

銃砲刀剣類登録規則（昭和33年3月10日文化財保護委員会規則第1号）

銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基き、銃砲刀剣類登録規則を次のように定める。

（登録審査委員）

第二条 法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条 登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあつては、次条の鑑定の基準に従つて公正に行なわなければならない。

山梨県銃砲刀剣類登録審査委員規則（平成12年3月31日山梨県教育委員会規則第6号）

（趣旨）

第一条 この規則は、銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）第二条に定める登録審査委員の任命に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第二条 登録審査委員の定数は、四名以内とする。

（任期）

第三条 登録審査委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠登録審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

平成 30 年 3 月 22 日

課・室名 高校教育課

件名	高校生模擬議会について																
経緯	<p>○平成 28 年 6 月施行の公職選挙法一部改正により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられた</p> <p>※ 各高等学校では、高校生の一部が選挙権を有する状況になったことから、模擬投票や出前授業などの取り組みにより、高校生の主権者意識の啓発に努めている。</p> <p>※ 他都道府県では、都道府県議会が高校生向けに、広報に取り組む状況が見られる。</p> <p>[他都道府県における取り組み状況]</p> <table border="1" data-bbox="352 712 1382 1205"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>内容</th> <th>取組都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員との意見交換会</td> <td>議員が高校に出向いて、又は、議会に高校生を迎えて、テーマに沿って、議員と高校生との対話、意見交換を実施</td> <td>山形県、長野県、富山県、福井県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、宮崎県、鹿児島県 計 10 府県</td> </tr> <tr> <td>高校生議会</td> <td>高校生が議場で模擬議会を実施</td> <td>青森県、神奈川県、富山県、福井県、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県 計 8 県</td> </tr> <tr> <td>(出前)講座</td> <td>議会職員又は議員が高校に出向いて（又は、高校生が議会に来庁）、議会の役割や仕組みを説明</td> <td>静岡県、富山県、大阪府、山口県、宮崎県 計 5 府県</td> </tr> <tr> <td>議会傍聴</td> <td>高校生に積極的に議会を傍聴するよう案内</td> <td>茨城県、富山県 計 2 県</td> </tr> </tbody> </table> <p>○上記の状況を踏まえ、本県においても、高校生の主権者意識を一層喚起するため、高校生模擬議会の開催について検討することとした。</p>		事業	内容	取組都道府県	議員との意見交換会	議員が高校に出向いて、又は、議会に高校生を迎えて、テーマに沿って、議員と高校生との対話、意見交換を実施	山形県、長野県、富山県、福井県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、宮崎県、鹿児島県 計 10 府県	高校生議会	高校生が議場で模擬議会を実施	青森県、神奈川県、富山県、福井県、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県 計 8 県	(出前)講座	議会職員又は議員が高校に出向いて（又は、高校生が議会に来庁）、議会の役割や仕組みを説明	静岡県、富山県、大阪府、山口県、宮崎県 計 5 府県	議会傍聴	高校生に積極的に議会を傍聴するよう案内	茨城県、富山県 計 2 県
事業	内容	取組都道府県															
議員との意見交換会	議員が高校に出向いて、又は、議会に高校生を迎えて、テーマに沿って、議員と高校生との対話、意見交換を実施	山形県、長野県、富山県、福井県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、宮崎県、鹿児島県 計 10 府県															
高校生議会	高校生が議場で模擬議会を実施	青森県、神奈川県、富山県、福井県、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県 計 8 県															
(出前)講座	議会職員又は議員が高校に出向いて（又は、高校生が議会に来庁）、議会の役割や仕組みを説明	静岡県、富山県、大阪府、山口県、宮崎県 計 5 府県															
議会傍聴	高校生に積極的に議会を傍聴するよう案内	茨城県、富山県 計 2 県															
内容	<p><趣旨></p> <p>○選挙権年齢が「満 18 歳以上」に引き下げられたことを踏まえ、県下の高校生が、県政や県議会に対する関心や理解を深め、有権者としての自覚や政治へ参加する意識の向上を図る。</p> <p><概要></p> <p>○対象：①県内すべての高等学校（県・市・私立を合わせて 42 校）の、第 1・2 学年の生徒（各校最低 1 名） ②特別支援学校高等部（10 校）の参加希望者</p> <p>○時期：8 月上旬の一日（高校生の夏季休暇期間）</p> <p>○場所：県議会議事堂（議場等）</p> <p>○内容：県議会本会議の疑似体験（高校生が議員となり、質疑を行う。）</p> <p>○備考：①参加する高校生は、在籍高校の生徒に対して、模擬議会の参加内容等をフィードバックする。 ②終了後に内容の検証を行う。</p>																

(平成30年3月23日 定例教育委員会)

課室名

高校改革・特別支援教育課

<p>件名</p>	<p>平成29年度高校改革アンケート調査結果の概要について</p>																																				
<p>経緯</p>	<p>1 調査の目的 県内の中学生、高校生、保護者及び中学校・高等学校教員の入試制度や公立高校に対する考えや意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2 調査対象者 5,351人(回収数5,242人 回収率98.0%) ・ 中学3年生(対象1,032人 回収1,020人) 地域の偏りなく抽出した中学校(36校)の1学級の生徒全員 ・ 高校1年生(対象1,180人 回収1,176人) 県立高校(全日制27校及び定時制7校)及び甲府商業高校の1学級の生徒全員 ・ 保護者(対象2,212人 回収2,123人) 抽出した中学3年生及び高校1年生の保護者 ・ 教員(対象927人 回収923人) 抽出した中学校並びに全県立高校及び甲府商業高校の全学年クラス担任</p> <p>3 調査方法 各学校を通じて実施</p> <p>4 調査時期 平成29年12月実施</p>																																				
<p>内容</p>	<p>○ 調査項目</p> <table border="0"> <tr> <td>1 全県一学区制度について</td> <td>⑤ 希望する高校の教育・活動状況</td> </tr> <tr> <td>2 前期募集制度について</td> <td>⑥ 高校の就学経費の情報提供状況</td> </tr> <tr> <td> ① 前期募集の評価</td> <td>⑦ 高校の満足度</td> </tr> <tr> <td> ② 前期募集を評価する理由</td> <td>⑧ 地域の高校の満足度・特色ほか</td> </tr> <tr> <td> ③ 前期募集を評価しない理由</td> <td>⑨ 高校に関する情報について</td> </tr> <tr> <td> ④ 前期募集の募集率</td> <td>5 魅力ある高校づくりについて</td> </tr> <tr> <td> ⑤ 前期募集への出願</td> <td> ① 公立高校への期待・公立高校の役割</td> </tr> <tr> <td> ⑥ 前期募集の準備期間</td> <td> ② 県外募集</td> </tr> <tr> <td> ⑦ 前期募集の出願理由</td> <td> ③ 理想的な公立高校の規模</td> </tr> <tr> <td> ⑧ 前期募集の不出願理由</td> <td> ④ 設置を希望する学科</td> </tr> <tr> <td> ⑨ 前期募集の実施時期</td> <td> ⑤ 公立高校に求める施設や設備</td> </tr> <tr> <td> ⑩ 前期募集合格者の状況</td> <td> ⑥ 高校と地域との関わり</td> </tr> <tr> <td>3 追検査の導入について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 学校選択・高校生活等について</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ① 学校選択の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ② 学校選びの参考</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ③ 生徒の通学時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ④ 高校卒業後の希望</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 結果については、別添「H29年度高校改革アンケート調査結果報告」のとおり。</p>	1 全県一学区制度について	⑤ 希望する高校の教育・活動状況	2 前期募集制度について	⑥ 高校の就学経費の情報提供状況	① 前期募集の評価	⑦ 高校の満足度	② 前期募集を評価する理由	⑧ 地域の高校の満足度・特色ほか	③ 前期募集を評価しない理由	⑨ 高校に関する情報について	④ 前期募集の募集率	5 魅力ある高校づくりについて	⑤ 前期募集への出願	① 公立高校への期待・公立高校の役割	⑥ 前期募集の準備期間	② 県外募集	⑦ 前期募集の出願理由	③ 理想的な公立高校の規模	⑧ 前期募集の不出願理由	④ 設置を希望する学科	⑨ 前期募集の実施時期	⑤ 公立高校に求める施設や設備	⑩ 前期募集合格者の状況	⑥ 高校と地域との関わり	3 追検査の導入について		4 学校選択・高校生活等について		① 学校選択の理由		② 学校選びの参考		③ 生徒の通学時間		④ 高校卒業後の希望	
1 全県一学区制度について	⑤ 希望する高校の教育・活動状況																																				
2 前期募集制度について	⑥ 高校の就学経費の情報提供状況																																				
① 前期募集の評価	⑦ 高校の満足度																																				
② 前期募集を評価する理由	⑧ 地域の高校の満足度・特色ほか																																				
③ 前期募集を評価しない理由	⑨ 高校に関する情報について																																				
④ 前期募集の募集率	5 魅力ある高校づくりについて																																				
⑤ 前期募集への出願	① 公立高校への期待・公立高校の役割																																				
⑥ 前期募集の準備期間	② 県外募集																																				
⑦ 前期募集の出願理由	③ 理想的な公立高校の規模																																				
⑧ 前期募集の不出願理由	④ 設置を希望する学科																																				
⑨ 前期募集の実施時期	⑤ 公立高校に求める施設や設備																																				
⑩ 前期募集合格者の状況	⑥ 高校と地域との関わり																																				
3 追検査の導入について																																					
4 学校選択・高校生活等について																																					
① 学校選択の理由																																					
② 学校選びの参考																																					
③ 生徒の通学時間																																					
④ 高校卒業後の希望																																					

【平成30年3月23(金)】

課名

スポーツ健康課

平成29年度「山梨県新体力テスト・健康実態調査」結果について

I 調査の概要

1 目的

本県児童生徒の体力や生活習慣の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導に活用する。

2 内容 文部科学省が定める調査要領

○「新体力テスト」(8種目)

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ

○「健康実態調査」生活習慣に関するアンケート(10項目)

運動実施時間、朝食摂取状況、睡眠時間など

3 時期 平成29年4月～7月

4 対象 78,226人(県内公立小・中・高等学校の児童生徒 6～18歳)

II 調査結果の概要

1 実技に関する調査

(1) 体力合計点の経年変化(10年間) ※8種目の記録を得点化した合計点

○平成29年度の体力合計得点が10年間で最高値になった学年(男女とも全16学年)

【男子】小1・2、中1～3、高(定)1・2の計7学年→全学年の44%

【女子】小1～6、中1・3、高(定)3の計9学年→全学年の56%

○平成29年度の体力合計得点が10年間で最低値になった学年

【男子・女子】なし

(2) 各種目別の傾向(10年間)

○平成29年度に最も高い測定結果を示した学年

種目名	男子(学年)					女子(学年)				
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計
握力					0					0
上体起こし	1, 2, 3, 4, 5	1, 2	3	3	9	1, 2, 3, 5, 6	1, 2, 3	3	3	10
長座体前屈	2	1, 2, 3		1	5		1, 3	1, 2, 3	2	6
反復横とび	1, 2, 3, 4, 5	1, 2		1, 2, 3	10	1, 2, 3, 4, 5, 6	1, 3	2	3	10
20mシャトルラン	1, 2	1, 2		1, 2, 3	7	1, 2, 3, 4, 6	1, 2, 3		3	9
50m走	1, 3, 4	3	3	2, 3	7	1, 3, 4	1, 3	1	3, 4	8
立ち幅とび		1, 2, 3			3	1	1, 3			3
ボール投げ					0	2				1

・上体起こし、反復横跳び、20mシャトルランの結果から、筋持久力、敏捷性、全身持久力の向上が認められる。

・握力の結果から、握ることや体を腕で支えることの筋力が弱い。

・ボール投げの結果から、投運動の経験不足が推察できる。

全体として体力の改善傾向が認められる

平成17年度から児童生徒の体力を高めるための「健康・体力づくり一校一実践運動」を行うとともに、各学校が前年度の体力テストの課題を分析し、実践内容を改善し続けた成果が表れてきたと考えられる。

2 健康実態調査

(1) 運動習慣

○運動の実施時間「30分未満」の児童生徒の割合が10年前と比較して減少した学年

【男子】全16学年中12学年（75%） 【女子】全16学年中15学年（94%）

→全体として運動習慣の定着が進んでいる。

(2) 朝食摂取

○「毎日食べる」児童生徒の割合が10年前と比較して増加した学年

【男子】全16学年中13学年（81%） 【女子】全16学年中10学年（63%）

・小学生の「毎日食べる」児童の割合は9割前後で推移している。

→全体として朝食摂取習慣の定着が進んでいる。

(3) 睡眠時間

○睡眠時間「8時間以上」の児童生徒の割合が10年前と比較して減少した学年

【男子】全16学年中11学年（69%） 【女子】全16学年中9学年（56%）

・小学6年生から中学2年生までの「6時間未満」の児童生徒の割合が増加。

→全体として睡眠時間は減少傾向である。

3 体力合計点と健康実態調査項目との関連

「体力合計点」が高い児童生徒の特徴は次のとおり。

- ・運動やスポーツを「ほとんど毎日」している。
- ・一日1時間以上の運動をしている。
- ・運動部・スポーツ少年団等へ所属している。
- ・朝食を毎日食べている。
- ・家庭で調理された食事を摂っている。
- ・テレビ、スマートフォン等の接触時間が1時間未満である。

Ⅲ 今後の体力向上対策

全体として児童生徒の体力の向上が認められることから、以下の取組を継続して実施する。

①「健康・体力づくり一校一実践運動」(H17～)

各学校が一日60分以上の運動時間の確保に努めるとともに、新体力テストの分析から得られた各校の課題を解決するための取組を進める。

②「地域で取り組む学校元気アップ事業」(H27～)

児童生徒の運動内容の幅を広げるために学校を中心に地域や学生等も取り込んで「運動遊び」(ゴム跳び・鬼ごっこなど)を中心に運動を楽しむ機会を確保する。

③「目指せ!やまなしチャンピオン!事業」(H29～)

県内の小学生が学級単位でチームを作り、走・跳・投6種目(ロングランニング、30mシャトルリレー、長なわとび、短なわとび、馬とび、3分間キャッチボール)に参加することにより、運動頻度が低い児童の運動時間を確保する。

④各学校からの家庭への働きかけの推進

各学校において、学校だよりや保護者会等を通じて、朝食摂取習慣の定着やスマートフォン等の接触頻度の低減などの働きかけを行う。

【平成 30 年 2 月 23 日（金）】

課名

スポーツ健康課

件名	「やまなし運動部活動ガイドライン」について
内	<p>やまなし運動部活動ガイドライン [概要]</p> <p>1 ガイドライン策定の趣旨等</p> <p>○ 部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして学校教育の一環として行われ、各学校において活発な活動が行われている。</p> <p>○ しかし、今日においては、部活動指導が教員の長時間労働につながっていることや、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動による授業への影響やスポーツ障害の懸念など、様々な課題が指摘されていることから、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「スポーツ庁ガイドライン」という。）を策定した。</p> <p>○ こうしたことから、県教育委員会では、中学校、高等学校及び特別支援学校を対象に、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、「やまなし運動部活動ガイドライン」を策定する。</p>
容	<p>2 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 運動部活動の方針の策定等</p> <p>○ 市町村教育委員会は、スポーツ庁ガイドラインに則り、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る運動部活動方針」を策定する。</p> <p>○ 校長及び運動部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。</p> <p>◆運動部顧問は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。</p> </div> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>○ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、運動部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動を設置する。</p> <p>○ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。</p>

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 運動部顧問及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- 運動部活動における休養日及び活動時間については、以下の基準とする。

◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)

◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 校長は、各運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- 校長及び運動部顧問は、教育内大会以外の大会や練習試合等について、次により見直しを行う。

◆校長は、生徒の教育的意義、生徒や運動部顧問、保護者の負担等が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

◆運動部顧問は、シーズン期とシーズン期以外の活動が、メリハリのついた活動となるよう、参加する大会等を精選し、年間活動計画に参加する大会等を位置付ける。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動を設置する。その際、新たに運動部活動を創部する場合には、生徒・教員数の動向、生徒や保護者の意向、継続的な運営について十分に検討する。

- 校長は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組を推進する。

7 その他

- 本ガイドラインは、平成30年4月1日から適用する。